

地縁団体認可の手引き

日 出 町

令和7年9月作成

はじめに

自治会、区等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）が不動産を持ちたいときに、登記ができないことから財産上の問題が生じていました。

そこで、これらの問題に対応できるよう、平成3年に地方自治法が改正され、一定の要件を満たすことにより、法人格を取得することができるようになりました。

この法人格を取得するためには、町長の認可が必要です。この手引きでは、認可手続き方法をお知らせします。

地縁団体とは？

地方自治法260条の2において法人格付与の対象となるのは『地縁による団体』です。

地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」とされています。

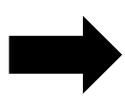
すなわち、その区域に住んでいるということのみを構成員の資格としています。

したがって、青年団や婦人会などのような性別や年齢の条件が必要な団体や、趣味のサークルのように活動の内容が限定された団体は対象になりません。

法人格を持つためには？

法人格を取得するためには、町長の認可が必要です。
認可の要件としては以下の4点が挙げられます。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていると認められること。

 地域的な共同活動とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資するもので、規約に明記することが必要です。

- ② その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

 構成員だけでなく、他の住民からも容易に自治会等の区域・範囲がわかる状態であること。また、現に存在する地縁団体ということから、認可にあたって新たに区域を設定したり、不安定な状態にあるものは認可できません。

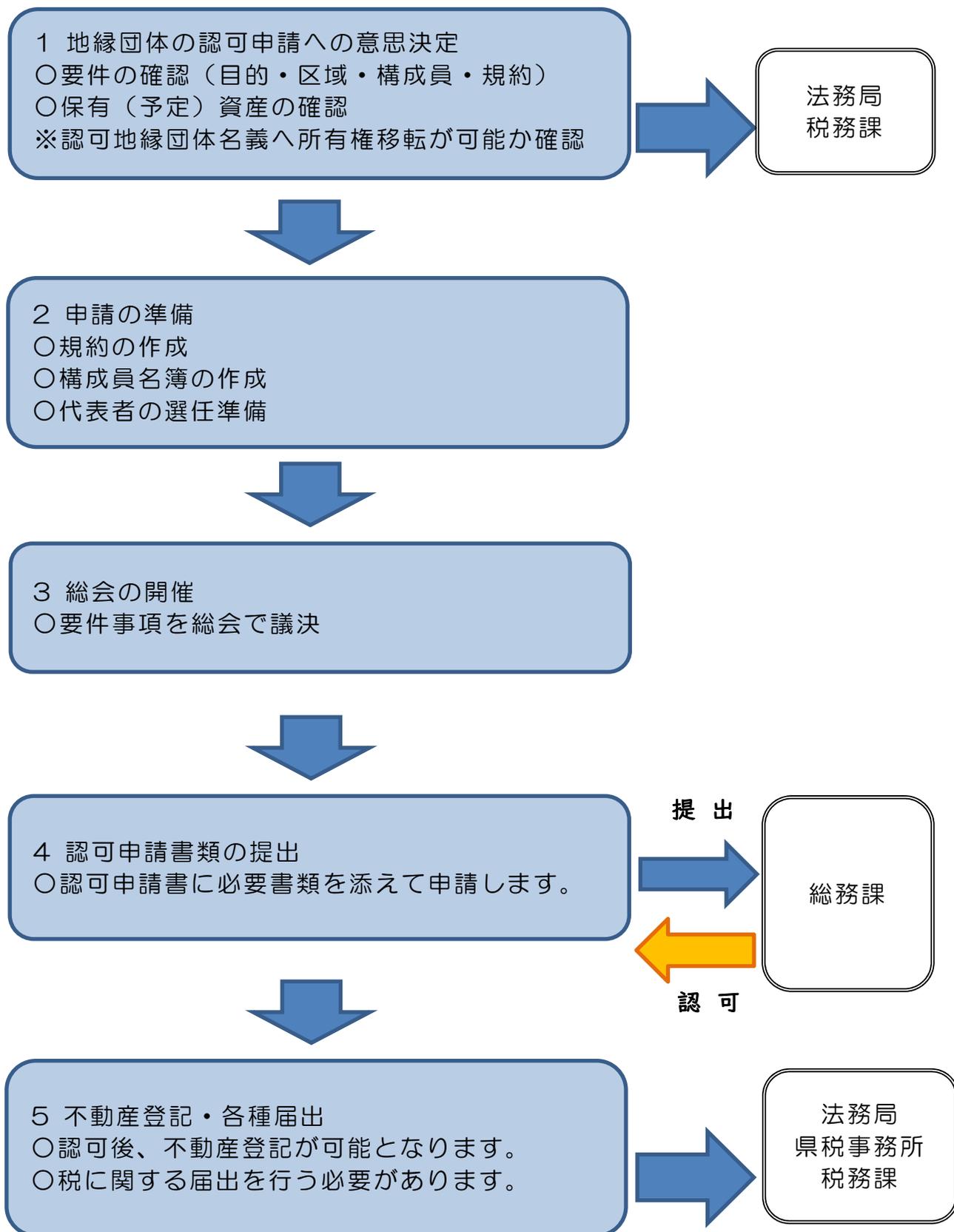
- ③ その区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

 年齢・性別等に関わらず、区域に住所を有する個人すべてが構成員となります。世帯を単位とすることは認められず、法人、団体等も表決権を持つ構成員とはなりません。相当数とは一般的にその区域の全住民（自治会等に加入していない人を含む）の過半数です。

- ④ 規約を定めていること。

 この規約には（i）目的、（ii）名称、（iii）区域、（iv）主たる事務所の所在地、（v）構成員の資格に関する事項、（vi）代表者に関する事項、（vii）会議に関する事項、（viii）資産に関する事項の8つの事項は必ず定められていなければなりません。

主な手続きの流れ



認可に必要な書類

① 認可申請書

② 規約

③ 認可申請することについて総会で議決したことを証明する書類

➡ 総会議事録等で議長及び議事録署名人の署名・押印が必要

④ 構成員の名簿（定められた様式はなし）

➡ 構成員全員の住所・氏名を記載（子供も含む）

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

➡ 総会資料や事業報告書、決算書等、具体的な活動がわかる書類

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

➡ 申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書

⑦ 区域図（区域が地番等の表示のみで特定できない場合のみ）

規約に必要な事項

- ① 目的（例 第1条）
- ② 名称（例 第2条）
- ③ 区域（例 第3条）
- ④ 事務所の所在地（例 第4条）
- ⑤ 構成員の資格等（例 第5条～第8条）
- ⑥ 役員（代表者の選出方法、任期、権限等）（例 第9条～第12条）
- ⑦ 総会・役員会（招集方法、議決事項、議決方法等）（例 第13条～第28条）
- ⑧ 資産及び会計（例 第29条～第35条）
※ 地縁団体となり資産を管理することとなりますので、処分について区民の同意が必要であることを明記します。
- ⑨ 規約の変更、解散等（例 第36条～第38条）
※ 地縁団体を解散したい場合、区民の同意が必要であることを明記します。
- ⑩ 雑則（例 第39条～第40条）

認可後の手続き

① 自治会等の名義で不動産等の登記ができます

法務局で土地、建物の名義を自治会名義で登記することができます。その手続きの際の添付書類として、「地縁団体台帳」の写しが必要となりますので、総務課で申請をしてください。なお、この手続きは、代表者以外の方でも可能です。

[申請に必要なもの]

- ・地縁による団体の認可証明書交付請求書
- ・手数料 300円

② 自治会等の印鑑を登録することができます

不動産登記等に必要ない地縁による団体の代表者等の印鑑登録及び証明請求の申請ができます。必要な場合は、総務課で申請をしてください。

また、登録後、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付が可能です。

[印鑑登録の申請に必要なもの]

- ・認可地縁団体印鑑 ⇒ 印影が鮮明で大きさは一辺が 8.1 mm以上 30 mm以下
- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・印鑑登録証明書1通 ⇒ 代表者の印鑑登録証を住民課で取ってください。

[印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの]

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・印鑑登録された地縁団体の印鑑
- ・手数料 300円

③ 規約の変更があったら

規約を変更する場合、代表者は町長の認可を受ける必要があります。

[申請に必要なもの]

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で決議したことを証する書類 ⇒ 総会議事録等

④ 告示事項の変更があったら

認可の際に日出町が告示をした事項に変更が生じた場合は、届出が必要です。

なお、告示事項とは以下のものです。

- (i) 名称、(ii) 規約に定める目的、(iii) 区域、(iv) 主たる事務所
- (v) 代表者の氏名及び住所

[申請に必要なもの]

- ・告示事項変更申請書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類 ⇒総会議事録等

認可地縁団体の権利・義務

認可を受けた地縁による団体（認可地縁団体）は、法的な位置づけが変わり、権利能力や義務を有することになりますが、従来の自治区としての活動等はまったく変わりません。したがって、認可を受けた自治区と町との関係などについても基本的に変わりません。

○権利

団体名義での資産登記や法律行為ができるようになります。

○義務

- ・認可地縁団体は公益法人等とみなされ、税法上における納税義務者となるため、法人の設立等に関する手続き等を行う必要があります。
- ・告示事項に変更があった場合は、町へ届け出が必要となります。
- ・規約の内容を変更する場合は、町の認可が必要となります。
- ・財産目録や構成員名簿を作成し、事務所に備え置いてください。
- ・少なくとも毎年 1 回、通常総会を開いてください。